



2025 年農業経営者からの提言書

～食料の安定供給の永続・世界と戦える農業経営に向けて～

2025 年 3 月 13 日

公益社団法人 日本農業法人協会

2025 年農業経営者からの提言書（概要）	1
はじめに	2
1. 農地の集積・集約化及び有効利用	2
(1) 農地の集積・集約の加速化	2
(2) 農地の基盤整備の推進	3
(3) 農地の保全及び適正・効率利用	3
2. 農畜産物等の適正価格の実現	4
(1) 加工・流通構造の改革	4
(2) 農業生産資材等の流通構造の改革	4
(3) 農業用施設の設置コストの低減	5
3. 輸出拡大及び農業 DX の推進	6
(1) 輸出拡大	6
(2) 農業 DX の推進	6
4. 農業人材等の確保・育成	6
(1) 農業の継続に必要な労働力確保	6
(2) 農業経営体の経営力・経営技術の高度化	7
5. 持続可能な農業の実現	7
(1) 災害・気候変動に負けない農業経営の確立	7
(2) 家畜伝染病の防疫対策等の強化	8
(3) 環境にやさしい農業の推進	9
(4) 国民の国産農畜産物等への理解醸成	9

2025年農業経営者からの提言書（概要）

～食料の安定供給の永続・世界と戦える農業経営に向けて～

2025年3月13日(木) 公益社団法人 日本農業法人協会

目指すべき姿

- ◆ 会員は我が国の農業経営のリーダーとして、自己責任と創意工夫で自立した経営を確立し、不断の改革改善により世界に通用する強靱な経営を続け、日本農業の発展に貢献していく。
- ◆ 我々は農業界の公益社団法人として、農業政策の展開方向を踏まえた政治、行政及び国民に向けた積極的な提言により、不合理な規制を排除し農業経営の自由度を向上させ、安全・安心な国産農産物の生産と国民への安定的な食料供給の責めを果たし、我が国経済及び地域社会の発展に貢献する。

政策提言の主な事項

農地の集積・集約化 ・有効利用	<ul style="list-style-type: none">○ 農地中間管理機構の積極的活用によって農地集約が進むよう、農地バンク及び市町村等に対する支援を行うこと。○ 農地の大区画化に加えて、汎用化等きめ細かな基盤整備を速やかに実施すること。○ 市町村の農用地区域の指定又は変更を厳格化すること。○ 農地の有効活用に向け、需要があり国内で不足する作物については、生産性向上及び生産量確保の観点から、適地適作を前提に、農地の地目にかかわらず、品質や収量に応じてインセンティブを与える政策を長期的に実行すること。
農畜産物等の 適正価格の実現	<ul style="list-style-type: none">○ 生産者が有利な条件で農畜産物及び農業生産資材等の安定した取引ができ、低コストでの農畜産物の生産及び再生産が可能な農畜産物の価格形成がなされるよう、加工・流通構造及び農業資材業界の改革を強力に推進すること。○ 農業生産資材等の価格等について、諸外国の調査を継続的に実施・比較分析の結果を踏まえ、農業資材に関する法制度等の点検及び必要な改善を図ること。○ 農業用施設の設置コスト増加の要因に繋がる各種規制等を順次、抜本的かつ速やかに見直すこと。
輸出拡大・ 農業 DX の推進	<ul style="list-style-type: none">○ 国産農畜産物の生産振興に向けて、国産農畜産物の輸出拡大に資する政策を推進するとともに、総合商社や全農等の大手輸出事業者が主体的かつ積極的に輸出に取り組むよう強力に働きかけること。○ スマート農業技術開発は生産現場での使い勝手が良い実用的なかつ費用対効果の高いものにするるとともに、野菜や果樹等に対する研究・開発を強力に推進すること。
農業人材等の 確保・育成	<ul style="list-style-type: none">○ 新規学卒者の他、女性や外国人等の多様な者から選ばれる産業となるよう、農業における労働環境の整備・改善を推進すること。その際、農業の季節性や特異性等を考慮するとともに、雇用する農業者側の意見を十分に汲み取ること。○ 農業経営体が経営力・経営技術を高度化するため、官民連携により、既存の研修等の体系化・可視化をより一層進め、農業者への学習機会の周知及び活用を促すこと。
持続可能な 農業の実現	<ul style="list-style-type: none">○ 農業者が安心して経営できるよう、農業者のニーズや実態に即した経営安定対策の見直し・充実を図ること。○ 財務基盤の強化に向け、農業経営基盤強化資金(通称「スーパーL 資金」)制度の更なる高度化や、農業経営への投資を促進する施策等を推進すること。○ 家畜伝染病予防法に基づく防疫対策・飼養衛生管理基準の運用は、農業者の経済的負担にも配慮し、科学的かつ生産現場で運用可能なものとする。○ 我が国農業及び国産農畜産物の生産振興の重要性に対する国民の理解醸成に向けて、産学官連携による食農・食育イベント開催の他、学校等との連携による食育及び食品ロス削減等への取り組みを国がリードして執り行うこと。

はじめに

2024年6月、四半世紀ぶりに農政の憲法である「食料・農業・農村基本法」（以下「基本法」という。）が改正され、食料安全保障を基本理念の新たな柱に位置付けた。

しかし、2024年11月の食料・農業・農村審議会企画部会（第112回）において、すう勢ベースでは、農業経営体が2020年の108万経営体から2030年には54万経営体まで半減し、経営規模の拡大がない場合では、2020年と比べて約3割の農地が利用されなくなる恐れがあるとの予測が示された。我が国農業は、担い手の確保や農地の維持において存続の危機にあり、このままでは改正基本法の基本理念である「食料安全保障の確保」さえ果せなくなる。

このような困難な状況の中、食料安全保障を確保するためには、1999年の基本法制定時に定めた「望ましい農業構造」、すなわち、「効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造」の確立を加速させなければならない。

日本農業法人協会（以下「当協会」という。）会員をはじめとする農業法人は、四半世紀にわたり、この「望ましい農業構造」の実現に向け、農業界を牽引する経営者として、国民に食料を安定供給するという自覚を持ちながら、経営環境の急変の中においても不断の経営の持続と発展に努めてきた。

我々は、独自のアイデアで事業の多角化やコスト削減等、経営努力を積み重ねていく決意であるが、努力だけでは解決できない課題は政策面で解決するしかない。

我々は農業界の公益社団法人として、日本農業が「成長産業」として発展し得るよう、政治、行政及び国民に向けて積極的に提言を行うことで、不合理な規制を排除し農業経営の自由度を向上させ、安全・安心な国産農産物の生産と国民への安定的な食料供給の永続の責めを果たすとともに、世界で戦える農業経営を目指し、我が国経済及び地域社会の発展に貢献していく覚悟である。

このため、当協会は、我が国農業を一層発展させ、「農業が若者の将来就きたい職業の第1位となること」を目指して、以下の政策提言を行う。

1. 農地の集積・集約化及び有効利用

(1) 農地の集積・集約の加速化

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 農地中間管理機構（以下「農地バンク」という。）の積極的活用によって農地集約が進むよう、農地バンク及び市町村等に対する支援を行うこと。② 公示された地域計画を速やかに分析し公表するとともに、後継者不在の農地が多く発生する地域では他の地域の農業法人や農外企業が地域計画に位置付けられ、参入が促進されるよう必要な施策を検討すること。③ 今後、農地の集積・集約が進まない場合は、農地バンクが地域の全ての農地に利用権を掌握できる制度を検討すること。 |
|---|

① 農地バンク等への支援

農業法人の経営規模は年々拡大を続けているが、その農地は分散錯圃が多く、1団地あたりの圃場面積の理想と現実に大きな隔りがある。担い手への農地の集積・集約に向けて、所有者不明農地の利活用制度を含め、農地バンクが有する機能の積極的な活用のため、実務を担う農地バンク及び市町村等に対する支援を行うこと。加えて、煩雑な所有者不明農地の利活用制度や農地バンク利用時の各種手続等の簡略化も進めること。

② 策定された地域計画の分析・公表と地域外法人の参入促進

国は、2025年3月末までに策定された地域計画が、畜産や施設園芸等の非土地利用型も含め、将来の地域農業の発展を見据えた集積・集約化を最優先に考えた内容であることを速やかに分析し公表すること。特に、後継者不在の白地農地が多く発生する地域に対しては、他の地域の農業法人等や本気で農業に取り組む食品産業事業者等の企業が位置

付けられ、参入が促進されるよう、必要な施策を検討すること。

地域計画は、随時見直しすることに意義がある。2025年4月施行予定の地域計画に定められた農業用施設の設置に係る転用許可等の特例措置が有効に機能するためにも、地域計画を随時見直しするよう、市町村に対して指導すること。

③ 農地バンクによる全ての農地の利用権設定

上記の対策を講じても担い手への農地の集積・集約が進まない場合には、法律により農地バンクが地域の全ての農地に利用権を掌握できる制度を検討すること。

なお、法人が賃借している農地については、地主からの買取要請が多い上、地主の売却希望価格と時価との乖離が大きい実態があるため、地主及び担い手がそれぞれ譲渡・取得しやすい仕組みの創設や、遊休農地への固定資産税の課税強化等、農地所有の流動化を促す施策も検討すること。

(2) 農地の基盤整備の推進

- ① 農地の大区画化に加えて、汎用化等きめ細かな基盤整備を速やかに実施すること。
- ② 農地バンクが管理する農地の基盤整備については、面積要件を緩和するとともに、事業費全額を公費で賄い、農業者の負担なく実施すること。

① 農地の大区画化・きめ細かな基盤整備

農地の効率的利用の極大化には、農地の集積・集約化と基盤整備のセットが絶対条件である。担い手が能動的に農地を引き受けられるよう、農地の大区画化に加え、給排水、大型農業機械進入路の設置等の基盤整備、樹園地における永年作物の撤去等の条件整備等のきめ細かな基盤整備を実施すること。

② 農地バンクが管理する農地の全額公費による基盤整備

農地の流動性を高め、農地バンクへの農地集積を加速化するため、農地バンクが管理する農地の基盤整備については、面積要件を緩和するとともに、事業費全額を公費で賄い、農業者の負担なく実施すること。その際、未集積地域を優先することなく、既に担い手への集積・集約が完了している地域を含め、事業効果の高い地域を優先すること。併せて、農業者等自ら実施する基盤整備への財政的支援の継続・充実も図ること。

(3) 農地の保全及び適正・効率利用

- ① 市町村の農用地区域の指定又は変更を厳格化すること。
- ② 農地の有効活用に向け、需要があり国内で不足する作物については、生産性向上及び生産量確保の観点から、適地適作を前提に、農地の地目にかかわらず、品質や収量に応じてインセンティブを与える政策を長期的に実行すること。

① 農用地区域の指定・変更の厳格化

ゾーニングによる農地保全の徹底のため、市町村の農用地区域の指定（変更）を一定期間認めない等、その運用を厳格化すること。

併せて、効率的かつ安定的な農業経営の発展のために必要な施設が、農地転用不要かつ用途区分の変更（軽微変更）のみで設置できるよう、農地法の見直し並びに農振法及び農地法等で規定する農業用施設の対象施設を拡大すること。

それまでの間、2024年に改正された農振法及び農地法を厳格に運用し、特に、砂利採取目的等の一時転用を含む農地転用に対する厳格な審査及び許可条件に従わない違反者に対する厳正な処分を行うよう、都道府県及び市町村に指導すること。

② 地目ではなく品質や収量に応じてインセンティブを与える政策の長期的な実行

第117回食料・農業・農村審議会企画部会で示された「水田政策の見直し」のとおり、生産性向上及び生産量確保の観点から、需要があり国内で不足する作物については、適

地適作を前提に、農地の地目にかかわらず、品質や収量に応じてインセンティブを与える政策を長期的に実行すること。但し、実需者と結びついている飼料用米については、畜産農家をはじめとする実需者のニーズが高いことから、食料安全保障及び耕畜連携の推進の観点からも、引き続き取り組みを推進すること。

2. 農畜産物等の適正価格の実現

(1) 加工・流通構造の改革

- ① 農畜産物の取引において、生産者が有利な条件で安定した取引ができ、かつ、再生産を可能とする合理的な農畜産物の価格形成がなされるよう、加工・流通構造の改革を強力に推進すること。
- ② 公正取引委員会と連携し、不公正取引について徹底した監視・指導等を行うこと。
- ③ 食品産業事業者の国産農産物の利用拡大に繋がる施設整備に対して支援すること。

① 加工・流通構造の改革

2024年物流問題等による物流コストが上昇している中においては、以下(i)～(iv)をはじめとする流通の改善なくして、農畜産物の適正な価格形成は成し得ない。国は、「農業競争力強化プログラム」を踏まえ、流通構造の改革を強力に推進すること。

- (i) 卸売市場について、市場手数料の負担率や出荷奨励金・完納奨励金を含む従来の取引慣行の徹底的な見直しや、市場法改正を踏まえた改革の加速化
- (ii) 米の取引について、集荷業者・団体に対する「無条件委託販売」から「買取販売」へのさらなる転換の推進や、インボイス制度の農協等特例の見直し
- (iii) 生乳の取引について、乳業メーカーとの乳価交渉時の農協（全農、指定団体等）の交渉強化による生乳価値の毀損回避
- (iv) 米・麦・大豆等の等級検査について、実需者ニーズに即した内容への見直し

② 不公正取引に対する徹底した監視・指導等

農業法人が実需者との直接取引の拡大に取り組む中、実需者からセンターフィー（物流センター利用料）の負担を強いられる、農畜産物価格への助成を理由に値下げを要求される等のケースがある。優越的地位の濫用の防止に向け、公正取引委員会と連携し、不公正取引に対する徹底した監視・指導等を行うこと。

③ 食品産業事業者の国産農産物の利用拡大に繋がる施設整備の推進

農業者と実需者である食品産業事業者との直接取引を強固なものにし、国産農畜産物の利用拡大を後押しするためには、食品産業事業者に対するインセンティブも必要である。食品産業事業者が国産農畜産物の利用拡大のために実施する施設整備に対しては、財政的支援に加えて、時限的な税制面及び資金面の優遇措置を恒久化すること。

(2) 農業生産資材等の流通構造の改革

- ① 農業生産資材等の取引において、生産者が有利な条件で安定した取引ができ、かつ、低コストで農畜産物の生産ができるよう、農業資材業界の構造改革を推進すること。
- ② 農業生産資材等の価格等について、諸外国の調査を継続的に実施・比較分析の結果を踏まえ、農業資材に関する法制度等の点検及び必要な改善を図ること。
- ③ 農業用資材等の国内調達を実現するため、耕畜連携並びに未利用資源の活用や汚泥の肥料化等の研究・開発及び実用化を推進すること。

① 農業資材業界の構造改革

国は、農業生産資材・飼料の取引において生産者が有利な条件で安定した取引ができ、かつ、低コストで農畜産物の生産ができるよう、「農業競争力強化プログラム」を策定

し、農業生産資材・飼料業界の構造改革や全農等の生産資材の買い方の見直しを進めるとしているが、未だ十分な成果は得られていない。国は、同プログラムに基づき、責任を持って早急かつ確実に生産資材価格引き下げの成果を挙げることに努める。特に、寡占状態の農業機械に関しては、ベンチャーを含む企業の新規参入を後押しし、企業間の競争を促すとともに、業界団体と連携し、長期利用を支援する施策や農業機械の利用・走行実態に応じた車検制度の見直し（車検期間の延長や検査項目の限定等）等も検討すること。

② 農業経営に係る主要コストの調査・分析に基づく法制度等の点検・改善

農業生産資材・飼料業界の構造改革と併せて、農業者が良質かつ低廉な農業生産資材・飼料を安定して調達する際の参考となるよう、農業生産資材等の価格等について、諸外国の調査を継続的に実施し、時系列による比較分析を行うこと。また、分析結果を踏まえ、国際水準への価格引下げに至るよう、農業生産資材・飼料に関する法制度等の点検及び必要な改善を図ること。

③ 耕畜連携並びに未利用資源の活用等の推進

国は、耕畜連携の耕種農家と畜産農家のマッチング強化に向けて、堆肥の需給時期のミスマッチ解消のための堆肥保管施設や国産飼料向け乾燥施設等のインフラ整備に加えて、効率的な流通体制の確立のための支援を行うこと。また、畜産農家の家畜糞尿処理対策の負担軽減のため、家畜排せつ物法に基づく管理基準の見直しや市町村に対する全国統一の公平・公正な運用の徹底を行うこと。

同時に、限りある資源を有効活用する観点からも、未利用資源の活用や汚泥の肥料化等の研究・開発及び実用化を推進すること。

(3) 農業用施設の設置コストの低減

○ 農業用施設の設置コスト増加の要因に繋がる各種規制等を順次、抜本的かつ速やかに見直すこと。

以下(i)～(viii)に掲げる、農業者の創意工夫への意欲や効率的かつ安定的な農業経営を阻害する不合理的な各種規制等については、関係省庁と連携し、順次、抜本的かつ速やかに見直しを進めること。特に、農業用施設を設置する際の農振法及び農地法等の運用は担当者や地域毎にその差が大きいため、全国統一の迅速かつ公平・公正な事務手続きがなされるよう、国は、都道府県及び市町村への周知・指導を徹底すること。

- (i) 農振法及び農地法等で規定する農業用施設の対象拡大（寄宿舎等）
- (ii) 農村部における都市計画法及び農振法によるゾーニング重複区域の解消
- (iii) 農業用施設設置に係る行政手続きの権限移譲及び事務手続きの簡素化
- (iv) 消防庁の検討結果（2021年11月16日付け公表の報告書）による消防法施行令の特例（第32条）の全国統一的な運用
- (v) 畜舎建築特例法の対象となる畜舎について、市街化区域・用途地域等での機械的な線引きによらず、生産現場の実態に合わせた制度への見直し
- (vi) 畜舎建築特例法の対象となる堆肥施設の拡大（耕種農家が建設・利用する堆肥施設）
- (vii) 補助事業の要件等の見直し（農業法人と系統組織・協議会とのイコールフットイングの実現、戸数要件の廃止、地域の実情にあわせた規模・面積要件の設定、6次産業化等の経営実態を踏まえた売上要件の見直し、事業主体の責めに帰さない事由での事業遅延による予算執行期限の延長等）
- (viii) 補助事業で取得した対象物に係る補助事業目的の範囲内での改良或いは使用

3. 輸出拡大及び農業 DX の推進

(1) 輸出拡大

① 国産農畜産物の生産振興に向けて、国産農畜産物の輸出拡大に資する政策を推進するとともに、輸出産地の育成と併せて総合商社や全農等の大手輸出事業者が主体的かつ積極的に輸出に取り組むよう強力に働きかけること。

② 国内需要を上回って生産可能な国産農畜産物を輸出重点品目に位置付け、輸出産業に育成すること。

① 大手輸出事業者による主体的・積極的な輸出への取り組み

国産農畜産物の輸出拡大を加速化するため、輸出産地の育成と併せて、販路確保のネットワークや輸出のノウハウ等の強みを持つ総合商社や全農等が旗振り役となり、主体的かつ積極的に国産農畜産物の輸出に取り組むよう、国が強力に働きかけすること。

加えて、成田国際空港に隣接し、国内初の農産物等の輸出ワンストップ機能を有する成田地方卸売市場の整備・利活用の推進や、同施設に海外バイヤーが常駐する仕組み等の環境整備も進めること。

② 国内需要を上回って生産可能な国産農畜産物の輸出産業への育成

国内需要を上回って生産可能な国産農畜産物を輸出重点品目に位置付け、輸出産業へと育成すること。特に、酪農業界が危機的状況乗り越えるため、ニュージーランドの「フォンテラ」を参考とし、生乳・乳製品の輸出拡大を推進すること。

(2) 農業 DX の推進

① スマート農業技術開発は生産現場での使い勝手が良い実用的かつ費用対効果の高いものにし、野菜や果樹等に対する研究・開発を強力に推進すること。

② 産学官が連携し、IT・AI・ロボット・ビッグデータ・オープン API 等のデジタル技術の開発を加速化するとともに、デジタル・インフラの整備を進めること。

① スマート農業の実用化

スマート農業の普及・定着を図るため、技術開発にあたってはユーザーである農業者の意見に耳を傾け、農業者が使い勝手の良い実用的かつ費用対効果が高いものにするるとともに、メーカーの開発・販売コストの低減を後押しすること。特に、農業労働力の確保が難しい中、収穫作業に人手を要する野菜や果樹等の領域では開発が十分に進んでいないため、農業界と経済界が強力に連携し、研究・開発を強力に推進すること。

② デジタル技術の開発を加速化等

スマート農業の核はデジタル技術であり、スマート農業の持つ強みをより一層発揮するためにも、産学官が連携し、デジタル技術の開発を加速化すること。特に、近年では農畜産物の盗難や鳥獣被害が深刻化しているため、盗難や鳥獣被害防止に向けたデジタル技術の開発・普及も推進すること。併せて、デジタル技術を支えるデジタル・インフラについても全国くまなく整備すること。

4. 農業人材等の確保・育成

(1) 農業の継続に必要な労働力確保

① 新規学卒者の他、女性や外国人等の多様な者から選ばれる産業となるよう農業における労働環境の整備・改善を推進すること。その際、農業の季節性や特異性等を考慮するとともに、雇用する農業者側の意見を十分に汲み取ること。

② 農業支援サービス事業者やコントラクター等の育成・確保を推進すること。

① 農業の労働環境の整備・改善

当協会では、女性経営者を中心に活動している自主的研究会「やまと凛々アグリネッ

ト」等の活動を通じて、農業での女性の活躍を支援する等、多様な者の農業へ参画・活躍を推進している。

新規学卒者の他、女性や外国人等の多様な者から「選ばれる産業」となり、また、それらが活躍できるよう、農業における労働環境の整備・改善を推進すること。その際、農業の季節性や天候に左右されるという特異性に加えて、適期の作付・収穫という一般の製造業とは異なる特性を考慮するとともに、雇用する農業者側の意見を十分に汲み取ること。

また、農作業中の事故は、就業人口10万人当たりの死亡率が他産業よりも大幅に高い水準にあるため、研修等の安全対策を早急に検討すること。

② 農業支援サービス事業者等の育成・確保

従来のような農業者間の互助を目的とした地域内での農作業受委託が困難になりつつある中、次世代型を含む農業支援サービス事業者やコントラクター等が果たす役割は大きくなってきている。一方で、設備や燃料等の価格の高騰により、コントラクターの運営が厳しい組織もあるため、財政的支援を含め、育成・確保を推進すること。

(2) 農業経営体の経営力・経営技術の高度化

○ 農業経営体が経営力・経営技術を高度化するため、官民連携により、既存の研修等の体系化・可視化をより一層進め、農業者への学習機会の周知及び活用を促すこと。

当協会は、次世代を担う農業者の育成等のためのイベント「次世代農業サミット」を主催し、高度化する農業経営のノウハウ習得や組織マネジメントのスキルアップ等を支援している。意欲ある農業者に多種多様な学習機会を周知するため、官民それぞれが提供する既存の研修等を経営段階別や分野別等の体系化・可視化をより一層進めること。

加えて、農業は生産技術のノウハウ・スキルなくして経営は成り立たない。農業法人を教育機関として位置付け、農機具メーカー・農業システム開発企業等との連携により、スマート農業等の最先端の農業機械・技術及び収集データの利活用ができる人材を育成する等、生産技術を学べる環境整備も進めること。

5. 持続可能な農業の実現

(1) 災害・気候変動に負けない農業経営の確立

- ① 農業者が安心して経営できるよう、農業者のニーズや実態に即した経営安定対策の見直し・充実を図ること。
- ② 財務基盤の強化に向け、農業経営基盤強化資金（通称「スーパーL 資金」）制度の更なる高度化や、農業経営への投資を促進する施策等を推進すること。
- ③ 産学間連携の下、気候変動に耐え得る強い品種や農法等の研究開発の加速化・普及を推進すること。

① 経営安定対策の見直し・充実

現在、収入保険制度をはじめとする手厚い経営安定対策が用意されているが、農業を取り巻く環境変化は著しく、以下(i)～(iv)に掲げるように、農業のニーズや生産現場の実態に即して経営安定対策の見直し或いは充実を図ること。特に、厳しい経営環境に晒されている酪農では、牛マルキンに類する手厚い経営安定対策の創設を検討すること。

(i) 収入保険制度について、持続可能性を前提とした補償限度・補償の下限・支払率の選択範囲の拡大、加入者数拡大によるリスク分析・評価に必要なデータ蓄積を前提とした業種・地域・経営方法（単一・複合）等による保険料率の細分化

(ii) 飼料価格対策について、配合飼料価格安定制度の補填発動基準となる輸入原料価格の算定期間の拡大、単味飼料（少なくとも配合飼料輸入原料価格の算定対象原料5

- 品目) に対する同制度と同様の支援体制の構築
- (iii) 畜産・酪農向け経営安定対策について、その算定等の基となる畜産物生産費統計の在り方の検証・見直し（母集団数の見直し等）
- (iv) 酪農について、牛マルキンに類する経営安定対策の創設の検討

② 農業法人の財務基盤の強化

農業法人は規模拡大と多角化によるガバナンスの強化に取り組んでいるが、他産業に比べて他人資本に依存している傾向があり、財務基盤の強化のため、自己資本の充実に資する国の出資制度等の推進や、農業経営に対する ESG 投資等の外部出資を促進する施策を推進すること。

また、農業経営の更なる安定・発展の観点からは、返済期間が10年を超える長期資金の調達や調達金額規模の拡大も必要であるが、民間金融機関からの安定的な調達がしにくいいため、農業経営基盤強化資金（通称「スーパーL 資金」）制度の更なる高度化及び取扱金融機関による挑戦的かつ円滑な融資の推進に向け、国の強力な後押しを望む。

③ 気候変動に耐え得る強い品種や農法等の研究開発の加速化・普及

今後も更に進行が見込まれる気候変動に対し、従来の品種や農法等では持続的かつ安定的な農畜産物の生産が困難となっていくことは明白である。そのため、気候変動に耐え得る強い品種や農法等の研究開発を加速化し、普及すること。加えて、多種多様な作付品種・営農形態に応じた柔軟な農業水利の在り方（農業用水の取水期間延長の柔軟な対応等）も検討すること。

(2) 家畜伝染病の防疫対策等の強化

- ① 家畜伝染病の水際対策を従来以上に強化するとともに、農業者の予防対策への財政的支援及び適切に獣医療が受けられる体制整備を推進すること。
- ② 家畜伝染病予防法に基づく防疫対策・飼養衛生管理基準の運用は、農業者の経済的負担にも配慮しつつ、科学的かつ生産現場で運用可能なものとする。
- ③ 家畜伝染病発生時のセーフティネット対策を改善すること。

① 家畜伝染病の水際対策の強化、獣医療の体制整備の推進

国内初のランピースキン病の確認、アジア地域でのアフリカ豚熱の蔓延等、世界的規模で家畜伝染病が大きな脅威となり、海外から国内に家畜伝染病が持ち込まれるリスクも高まっているため、水際対策を従来以上に強化すること。蔓延防止の観点からは、農業者自身による予防対策が求められるが、野生動物侵入防止柵や消毒施設の設置等の経済的負担が大きいいため、国による財政的支援も行うこと。

また、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止には、適切に獣医療が受けられる体制整備が不可欠であるが、産業動物診療獣医師・公務員獣医師不足が深刻となっている。日本獣医師会や獣医学部を擁する大学と連携し、産業動物診療獣医師・公務員獣医師を確保するための施策を従来以上に推進するとともに、愛玩動物看護師や家畜人工授精師への診療関係業務の範囲拡大等を検討すること。

② 防疫対策・飼養衛生管理基準の運用改善

国内では、ヨーネ病及び高病原性鳥インフルエンザの発生が著しい。ヨーネ病では、農業者及び家畜保健衛生所に過度な負担が生じており、海外事例なども参照し科学的根拠に基づく負担の少ない検査ルール等を検討すること。鳥インフルエンザでは、埋却地の確保が課題であり、地方自治体が主体となって畜産農家及び農場周辺の地権者と連携し、埋却地を確実に確保する仕組みを早急に構築すること。加えて、焼却施設との広域連携、移動式の焼却炉やレンダリング処理装置の配備拡大等の焼却・化製化のための環境整備も進めること。

③ セーフティネット対策の改善

家畜伝染病が発生した場合でも経営継続に支障が生じないように、セーフティネット対策は欠かせない。特に、給付までに相当の時間を要している手当金は、評価方法の見直しや概算払い制度を創設する等の早期支給に向けた改善を検討すること。

また、国内外問わず家畜伝染病発生時には、原種鶏・種鶏の輸入停止等の輸出入停止措置により、経営継続に甚大な影響を与えることもあるため、地域主義や相互承認等の対策を講じ、輸出入停止によるリスクを最小化すること。

(3) 環境にやさしい農業の推進

○ 再生可能エネルギーを含めた地域資源をフル活用し、いわゆる物質循環を重視した政策を強力に進めること。

農業法人は、環境にやさしい農業の実現に向け、減化学農薬・減化学肥料の他、籾殻くん炭の水田への施用による CO₂の削減や、家畜糞尿から発生するメタンガスの熱利用等、温室効果ガス削減や生物多様性に資する農業に率先して取り組んでいる。

国は、2050 年までに化学農薬の使用量（リスク換算）を 50%、化学肥料の使用量を 30%低減、有機農業の面積割合を 25%にする目標を掲げているが、2022 年末の実績値は、化学農薬は 4.7%・化学肥料は 11%・有機農業面積は 0.7%とまだ道のりは遠い。減化学農薬・減化学肥料・有機農業の推進にあたっては、都道府県における総合防除計画実施体制の強化、GAP・有機 JAS 認証等の取得環境の整備を進めるとともに、環境にやさしい農業を実施するための技術の普及や、消費者への理解・行動変容を促す啓発活動を行う等、十分な財政的支援を含め、「みどりの食料システム戦略」等の物質循環を重視した政策を強力に推進すること。

(4) 国民の国産農畜産物等への理解醸成

○ 我が国農業及び国産農畜産物の生産振興の重要性に対する国民の理解醸成に向けて、産学官連携による食農食育イベント開催の他、学校等との連携による食育及び食品ロス削減等への取り組みを国がリードして執り行うこと。

食料の多くを輸入に依存する我が国においては、国内の食料生産拡大の重要性を広く国民に周知し、理解してもらい、国産農畜産物を自発的かつ積極的に選択・消費してもらうことが重要である。当協会では、農業団体、外食団体及び大学等との連携の下、国民や子供に農業の魅力と大切さを発信するための体験型イベント「ファーマーズ&キッズフェスタ」を主催し、継続的に食農食育活動に取り組んでいる。

国民の理解醸成及び行動変容を強力に促すためにも、このようなイベントの活性化の他、国産農畜産物及び食料の安定供給の重要性を教える農業教育の推進が重要である。国が旗振り役となり、産学をリード・後押しするとともに、初等教育を中心に教育現場との連携を図り、食育及び食品ロス削減等への取り組みを執り行うこと。

以上